

モデル審査基準等の改定に伴う審査基準及び処分基準の一部改正について

標記のことについては意見公募手続を実施せず改正を実施しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の本県審査基準及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の一部改正は、運転免許行政を統括する警察庁より示された「モデル審査基準等」（以下「モデル基準」という。）に従い作成しているため、警察庁通達及び運用基準の変更を受けて行ったものです。

審査基準等の改正は、国（警察庁）が各基準ごとに内容を詳細に規定したモデル基準に従って行うものであり、基準の制定について県に裁量の余地はなく「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 本県基準の改正概要について

(1) 審査基準

ア 既存の制度が変更されたことによるもの

(ア) 指定自動車教習所の指定に関するもの

(イ) 運転免許取得者等教育の認定に関するもの

(ウ) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関するもの

(2) 処分基準

ア 運用基準等の改定に伴うもの

(ア) 運転免許取得者等教育の認定の取消しに関するもの

(3) 審査基準及び処分基準に共通の改正点

審査基準及び処分基準内の関連する作成日の変更に伴うもの

「令和4年5月13日作成」を「令和7年4月1日作成」に変更

3 改正後の審査基準等の適用開始日

令和7年4月1日

－問い合わせ先－

運転免許試験に関すること : 熊本県警察本部運転免許試験課 電話 096-233-0116